

第6回
愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和3年8月23日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第6回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和3年8月23日

- 1 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）（写）（令和3年8月5日付け
愛媛賃審発第2405号） 1
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）（愛媛労働局一般公示
第5号） 5
- 3 愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書
 - (1) 愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て（写）（2021年8月20
日付け日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行..... 7
 - (2) 2021年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）（2021
年8月19日付け愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫..... 9
 - (3) 愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書（写）（2021年8月20日付け
愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内佑樹） 11
- 4 愛媛県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について
（一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会 会長 渡部光男） 15
- 5 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました
（厚生労働省発表 令和3年8月13日） 17



愛媛賃審発第2405号
令和3年8月5日

愛媛労働局長
瀧原章夫 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本明 宏



愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月29日付け愛媛労発基0629第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の愛媛県最低賃金（時間額790円）は、令和元年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間821円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙 2

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790円
- (3) 発 効 日 令和元年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の愛媛県内人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（95,139.51712円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$$790 \text{円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{(1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{(可処分所得の総所得に対する比率)} = 112,176 \text{円}$$

愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

愛媛労働局一般公示第5号

令和3年8月5日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和3年8月20日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町4番地3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和3年8月5日

愛媛労働局長 瀧原 章夫



記

愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間821円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

2021年8月20日

愛媛労働局局長 滝原 章夫 様
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様



日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部
書記次長 堀川孝行
松山市三番町 8-10-2

愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て

最低賃金改定の審議を行う貴職のご努力に敬意を表します。今回の愛媛地方最低賃金審議会の答申である 28 円引き上げ改定について、下記の通り、審議会への意見書にもとづいて、異議を申し立て、再検討を要請する。

記

1. コロナ禍の労働者の生活を支えるには不十分である

今回の愛媛審議会の答申が「前年比 28 円引き上げ」となったが、再度感染が拡大しているコロナ禍のもと、その重要性が明らかとなったエッセンシャルワーカーの生活、特に非正規で働く労働者を支えるには、またコロナ禍は非正規労働者の給与、学生のアルバイトなど、影響は多大であり、非常事態に備えられるだけの時給水準とすべきではないか。この答申が本当に妥当かについては検討の余地がある。

2. 答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」には低額であり、「生計費」原則がおろそかにされている

最低賃金法 9 条 2 項で、最低賃金の決定根拠として「生計費」「賃金」「支払能力」の 3 要素が規定されている。生計費から言えば、時間額 821 円としても年収で 200 万円にも届かず低い額であり、その点からしても引き上げ額は十分ではない。

3. 愛媛地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求めたい

愛媛地方最低賃金審議会として、労働者の生計費とはどのような金額であるのか、いくらが妥当なのか、こうした議論・検証を意見書でも求めてきた。それは、前回のような中央の目安が示されない場合、今回のように労使が一致しない場合に、愛媛としてどういった最低賃金額が必要か、適当かを明らかにしたうえで、県内で仮にそこまで引き上げるためには公労使でどういった議論・方策が必要になるのか、そうした前向きな議論を愛媛地

賃として行うべきではないかと考える。愛媛地賃の権限を超えていると思うが、時間額1000円以上の早期の実現にむけ、大幅な引き上げを求めたい。

4. 愛媛地方最低賃金審議会の積極的な情報公開を求める

近年、愛媛地方最低賃金審議会での公開の水準はこれまで段階的に拡大していたところ、今年はかなり後退している。金額は委員が決めることであり、外野に口を出されることではないのかもしれない。しかし、最低賃金は社会を変える可能性のあるものとして、注目も集まっており、公労使委員による議論の積み重ねがより良い制度の礎となるのであり、その過程を軽んじ、内向きにすべきではない。その議論の過程を多くの人に知らせ世論を喚起すること、特に最低賃金制度について周知を行うことは労働行政の使命でもあり、より積極的に情報公開を行うことを求めたい。

次年度以降の審議も見据え、「現行の最低賃金審議制度の枠内でも、すべての働く人たちに人間らしい最低限の生活を保障する『最低賃金額』および『全国一律最低賃金制度の実現』を」「せめて緊急事態宣言の補償並みに中小零細企業を支援する予算と制度の要求を」と付記し、今回の最低賃金額の答申を特に時給などで働く非正規労働者、コロナ禍によって苦しむすべての人に報いるものとなるよう、再検討をお願いしたい。

以上

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿



愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）
議長 今井 正夫

2021年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て

8月5日に開催された第4回愛媛地方最低賃金審議会では、2021年愛媛県の最低賃金を28円引き上げ、821円とする答申に、異議を申し立てる。

(1)28円引き上げでは不十分であり、以下の点から愛媛県最低賃金を1,000円に引き上げるべきである。

- ①コロナ禍前から2度の消費税引き上げや社会保険料の引き上げ、賃金が上がらない中で、諸外国はリーマンショック後、実質賃金が回復、上がっているのに、日本は回復せず、消費購買力も落ち込んでいる。加えて、コロナ禍で、エッセンシャルワーカーが非正規中心に低賃金で大変な状況が明らかになっている今こそ最低賃金の大幅な引き上げが必要だが、28円では不十分である。
- ②地域間格差は、昨年と同様に220円になっており、他県では中央最低賃金審議会の答申より高い金額を答申している県もあり、地域間格差の是正をはかるべきである。

(2)中小企業が最低賃金の大幅引き上げを行っていくための総合的で抜本的な経営力強化にむけた実効性のある支援と施策を審議会として求めていくべきである。

現在、最低賃金の引き上げに向けた生産性向上の支援策として業務改善助成金があるが、「抜本的で実効性のある支援」としては不十分であり、特にサービス業をはじめとする労働集約型の産業分野にも生産性向上の設備投資を求めるなど、コロナ禍で休業など売り上げ減の中で、最低賃金に関する助成制度として、目的を十分果たせていない現状にある。最低賃金の引き上げに対して、生産性向上の設備投資を要件としない助成制度の創設など、総合的に支援を審議会として求めていくべきである。

(3)地域間格差の解消へ、「全国一律最低賃金制度」「時間給1,500円」を求めていくべきである。今回の答申では愛媛と東京の格差220円は、現状のままで地域間格差は解消していない。全労連は、全国での最低生計費調査から「時間給1,500円」と「全国一律最低賃金制度」の確立で地域間格差をなくすことを求めているが、審議会でも地域間格差の解消への道筋として、「全国一律最低賃金制度」「時間給1,500円」を審議会としてあげてほしい。

(4)今回の答申について、8月5日の愛媛地方最低賃金審議会の専門部会では労使の引き上げ額が一致せず、公益案を採決(非公開)して、賛成多数で専門部会からの報告とし、最賃審議会(本審)で専門部会の報告についての採決(非公開)がされ、賛成多数で答申内容が決まったと報告された。

この間、専門部会の金額審議は第1回審議会では非公開と決めていたが、昨年までは、会長より答申内容決定に至る労使公益の意見と金額提案、採決結果が口頭ではあるが、報告があり審議の経過を理解することができた。しかし、今年は審議の経過や採決結果は、報告されず、専門部会・審議会(本審)でどのような議論がされたか全く知らされていない。結果だけの報告は、これまで

審議会の公開を傍聴や意見陳述、審議結果の報告など進めてきたことからいえば、後退したものになっている。最低賃金が労働者の生活に直結しているため、審議の経過や採決結果は公開されるべきである。

2021年8月20日

愛媛労働局局長 瀧原 章夫 様
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様



愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）青年部
部長 山内 佑樹

愛媛の最低賃金改定の審議にご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

今年の最低賃金改定にあたり、中央最低賃金審議会がすべてのランクで+28円とする目安を決め、地方にその引上げ額の判断が委ねられました。

答申の結果、愛媛県は中央審議会目安の+28円の821円とされ、他の都道府県でも多くで同様の答申が出されています。

今回異議申し立てを行う争点は、①愛媛地方最低賃金審議会の情報公開の状況について、②愛媛地方最低賃金審議会が行った28円引き上げの821円とする答申は憲法25条及び労働基準法第1条1項にある「人たるに値する生活できる水準」には遠く及ばない、との2点について申し上げます。

①愛媛地方最低賃金審議会では、今回の最低賃金額の改定審議において、おそらく真摯な議論がなされたことと存じます。おそらくというのは、私たちが知りえる情報は、傍聴や新聞報道といった点であり、今般の審議会では、傍聴したことによって公開された情報が、大幅に後退し、新聞報道にも満たないものでした。

昨年愛媛地方最低賃金審議会では、今年と同様に、「専門部会の金額審議は公開しないが、本審において経過を報告することで公開に代える」といった説明がありました。

しかしながら、昨年と今年では全く状況が異なります。答申については愛媛新聞の報道の方が詳しいくらいです。異議申し立てに当たってもどのような審議が行われたのか推測もできないのであれば、再度同様の意見書を提出し、再度の審議を求めざるを得ません。

専門部会は「具体的な金額審議では、個別の企業等の事情が出されることもあり、公開は支障がある」とされ、金額審議は非公開となっています。そのかわりに本審で専門部会審議の経過を報告するとされていました。しかし、今年の本審では、「専門部会で、労使で一致しなかったため公益案を示して本審で決定する。本審でも金額審議をするので、傍聴者は退席を」とされ、戻った際には多数決で公益案が答申とされていました。今年は委員以外には、何もわからない審議会となりました。少なくとも昨年までの審議会では、労働側、使用者側からこの引上げ額がこういう理由で示され、こういう点で一致できた、相違があった。こういう主張がなされたなど、専門部会でのお互いの立場での真摯な審議経過が示されていました。私たちがそれらを聞いて、労使それぞれの懸念や考え方を知ることができ、各委員の思いもよくわかる状況があったにもかかわらず、今回は何もわからなくなりました。ちゃんとやってくれたのかどうかすら傍聴者からは判断できない状況です。審議の際に公開の

要請を受け、真摯に検討するといった発言もあったように思います。愛媛労働局から議事録も出されますが、それも十分ではありません。愛媛県の最低賃金の決定に関わる真摯な協議と過程をつまびらかにし、関わる全ての人の努力を明らかにする対応を求めたいと切に願っています。

②最低賃金法1条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。新型コロナウイルスの感染拡大により、国内では数度目の緊急事態宣言、愛媛県でもまん延防止等重点措置の再度の適用といった状況となり、松山市でも度々の飲食店等の営業短縮などの自粛といった影響が出ています。またしても最賃近傍で働く労働者はいのちとくらしが脅かされています。8月5日に答申された821円がその同条項にある「労働者の生活の安定」と「労働条件の改善」の寄与にたる答申であるかどうか貴審議会において再度審議をいただきたく、答申額に対する異議申し立てをいたします。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止するために発出された緊急事態宣言などの措置はパートやアルバイトなどの時給で働く労働者を生活苦に陥れています。休業を余儀なくされた労働者を直接救う手立ては賃金に基づく休業補償。現行の793円、答申額の821円の最低賃金では、コロナに限らず「何か」に備えて蓄えることは到底できず「労働者の生活の安定」どころか突然の解雇などで「労働条件の改善」もままならず、不測の事態でたちまち生命の危機に瀕する状況になることが顕著となりました。愛媛労連労働相談センターに寄せられる相談は「仕事がない」「家賃が払えない」「何でもいいから補償はないか」といった命に関わるものもあります。労基法の休業補償そのものにも問題はありますが、低すぎる最低賃金が生活困窮となる原因です。最低賃金はただその日が暮らせればいいというわけではないことは、憲法25条、労働基準法第1条1項、最低賃金法第1条でも明らかです。時給で働く労働者は最低賃金が低い故、「明日の生活も不安定」なのです。

(2) 今年の中央最低賃金審議会はすべてのランクで同額の28円引き上げ目安を示しましたが、すべてのランクで同額とするなど、目安ランク制度の意義は失われ、中賃の目安が地域間格差を拡大するのみとなっています。改めて地方審議会からも目安ランク制度の見直しを求めていく必要があると考えます。

以上の理由から、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、「労働者の安全と命」「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうかを今一度ご確認いただき、答申額を再審議していただくことを強く要望し、異議申し立てといたします。

以上

令和2年度第5回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和2年8月7日（金）午後4時05分～午後5時20分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 5名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 4名	定数 5名
主要議題	1 愛媛県最低賃金の改正について（専門部会経過報告） 2 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問） 3 その他		
議事要旨	<p>本会議は《公開・非公開》</p> <p>1 愛媛県最低賃金の改正について、第4回地賃専門部会において、金額提示について合意がなされ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して答申が行われたことが報告された後、専門部会の経過報告が行われた。</p> <p>2 愛媛県特定最低賃金の改正の必要性について、使用者側から一括審議について了解していたが、「パルプ、紙製造業最低賃金」と「各種商品小売業最低賃金」について分割し、この両者については「必要性なし」としたい旨の申し出があった。</p> <p>(1) 労働者側からは、「パルプ、紙製造業最低賃金」、「各種商品小売業最低賃金」とも定量的要件を満たし、賃金格差の疎明資料も添付している。「各種商品小売業」については、数は少ないが、労組で把握できていないところではさらに大きな格差があると考えられるとの主張があった。</p> <p>(2) 使用者側からは、「パルプ、紙製造業」と「各種商品小売業」については、賃金格差があるのは分かったが、公正競争を阻害する要因があるとは思えない。また両業界とも売り上げが大きく減少しており、厳しい状況にある。「改正の必要性あり」となれば有額回答が前提の審議となるため賃上げが厳しい現状では必要性ありとは言えない。一括審議ではなく、分けて審議したいとの主張があった。</p> <p>(3) 公益委員からは、「公正競争ケースにおける」必要性の審議は、定量的要件を満たしており、賃金格差を疎明しておれば「必要性あり」とし、金額引上げの議論は専門部会で議論して金額を決定すべきである。最低賃金額の決定プロセスにおいては、情報を持っている側が資料を提出して主張すべきものである。当該業界における業況が悪いのであれば、そういった資料を提出して主張すべきであり、そのため「金額審議」を非公開としているとの説明があった。</p> <p>(4) 公益側の説明を受けて、使用者側も最終的に本年度の改正の必要性については</p>		

「必要性あり」を認めた。

4 5業種一括で必要性ありの特定最低賃金の改正の必要性答申及び5業種一括の特定最低賃金改正諮問が行われた。

5 事務局から、愛媛県最低賃金に関する愛媛地方最低賃金審議会の意見に対する関係労使からの意見聴取手続きに関する公示を行う旨の説明を行った。この中で、関係労使の意見聴取期日は令和2年8月24日、意見書の提出があった場合は、令和2年8月25日午前10時30分から審議会を開催する旨の説明をあわせて行った。

以上

令和3年8月5日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 森本 明宏 殿

一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会

会長 渡部 光男

愛媛県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、県民の生活を支える公共交通機関のタクシー事業におきましても極めて深刻であって、事業者においては、収入が激減するという甚大な影響を受けておりながら、雇用と県民の生活を守るため、日夜必死に事業継続に努力を続けております。

このような中で、7月16日中央最低賃金審議会会長から貴職に対し地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安について、「全国一律28円」とする答申がなされました。

つきましては、貴会におかれましては、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議を求める諮問がされました場合には、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になお一層のご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の現状にご理解を賜り、地域別最低賃金額改定の目安を示されるにあたりましては、是非とも、慎重にご審議を賜りますよう強くお願い申し上げます。



報道関係者 各位

令和3年8月13日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 大塚 弘満

主任中央賃金指導官 小城 英樹

指導係長 片山 豪

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から28円引上げの930円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

【令和3年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ（引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は930円（昨年度902円）
- ・全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,041円）に対する最低額（820円）の比率は、78.8%（昨年度は78.2%。なお、この比率は7年連続の改善）

(別紙) 令和3年度 地域別最低賃金額答申状況

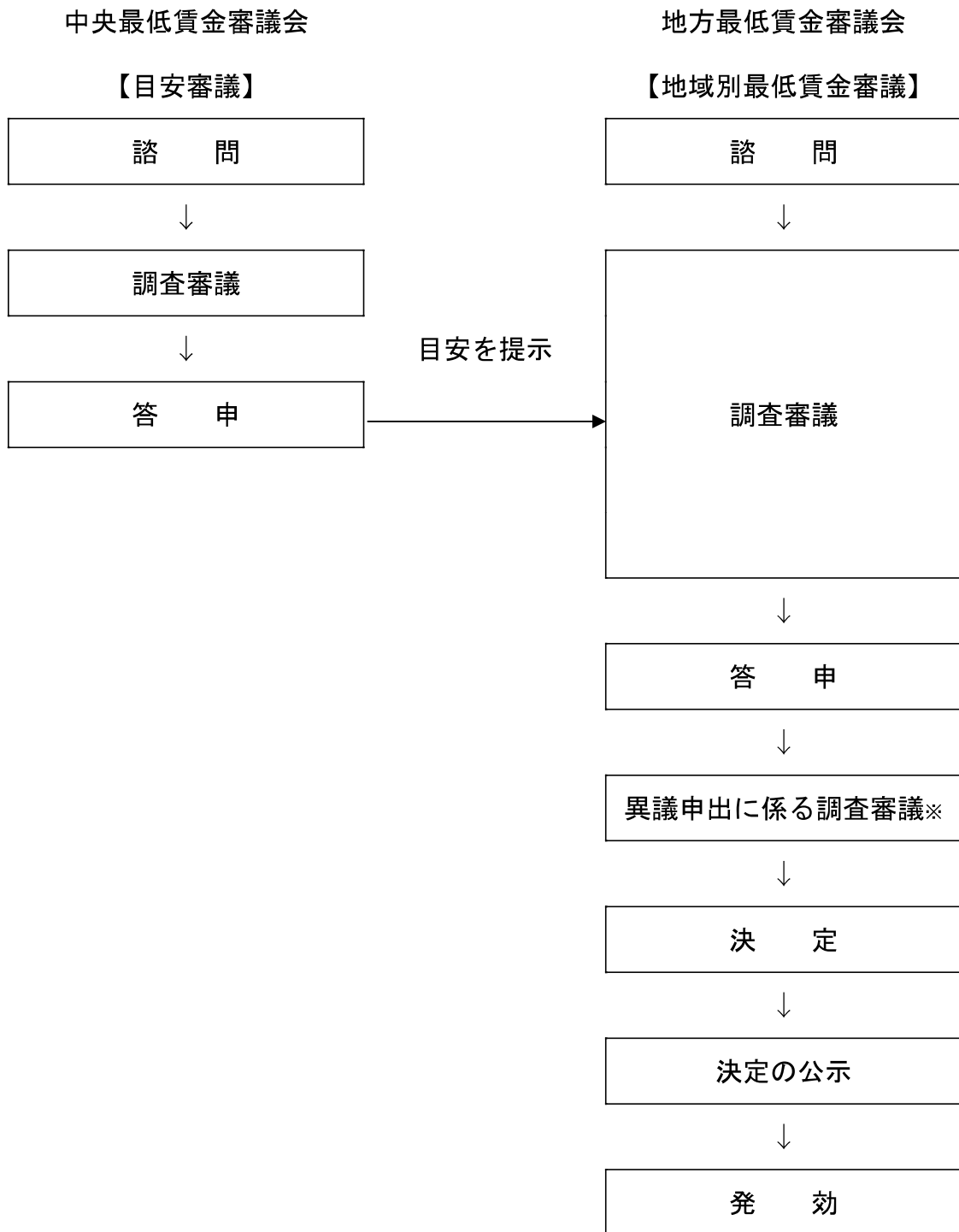
(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日
北海道	C	28	889 (861)	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 (825)	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 (851)	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 (854)	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 (837)	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 (928)	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 (925)	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 (833)	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 (830)	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 (852)	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 (885)	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 (927)	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 (874)	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 (868)	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 (909)	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 (964)	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 (900)	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 (792)	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 (834)	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 (871)	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 (829)	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 (796)	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 (820)	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 (842)	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 (902)	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催